

大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府における依存症者の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱第4条に基づき、大阪府依存症関連機関連携会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 部会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

- (1) 依存症治療支援部会
 - ・府内での治療支援体制の拡充に向けた方策
 - ・その他必要な事項
- (2) 依存症地域生活支援部会
 - ・地域生活支援体制の確立に向けた方策
 - ・その他必要な事項
- (3) アルコール健康障がい対策部会
 - ・アルコール健康障がい対策の充実に向けた方策
 - ・大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関連する事項
 - ・その他必要な事項

第3条 部会委員の任期は、原則として2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。